

令和3年8月からの変更点

雇用保険の賃金日額および基本手当日額、高年齢雇用継続給付の支給限度額等は、毎年8月から変更されます。本書掲載の以下の箇所については、令和3年8月から令和4年7月までの間は、以下の金額に読み替えてください。

●11ページ・下 注釈

※1 支給額の詳細な計算式は「支給額=新賃金×-183/280+60歳到達時の賃金×137.25/280」です。

※2 60歳到達時賃金の上限額は473,100円、下限額は77,310円です。上限額を上回る、もしくは下限額を下回る場合は、これらの額を計算に用います。

※3 高年齢雇用継続給付の支給限度額は360,584円です。支給額と賃金額の合計が限度額を超える場合、限度額から賃金額を引いた額のみが支給されます。支給額が2,061円以下の場合、高年齢雇用継続給付は支給されません。

※4 上記※2・3の金額は令和4年7月までの額で、毎年8月から改定されます。

●14ページ・上の表

■賃金日額に応じた基本手当日額の給付率と上・下限額（60～64歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,577円	2,577円以上 4,970円未満	4,970円以上 11,000円以下	11,000円超 15,770円以下	《上限額》 15,770円
給付率 (額)	《下限額》 2,061円	80%	80%～45%	45%	《上限額》 7,096円

《参考》（45～59歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,577円	2,577円以上 4,970円未満	4,970円以上 12,240円以下	12,240円超 16,530円以下	《上限額》 16,530円
給付率 (額)	《下限額》 2,061円	80%	80%～50%	50%	《上限額》 8,265円

※上の金額は令和3年8月から令和4年7月までのもので、毎年8月に改定されます。